

他法令における違反等の公表制度の概要

消費者安全法	
概要	内閣総理大臣は、消費者事故等に関する情報が消費者安全の確保を図るため有効に活用されるよう、当該情報の集約及び分析を行い、その結果を取りまとめ、公表。
該当条文	<p>第13条 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項の規定による通知により得た情報その他消費者事故等に関する情報が消費者安全の確保を図るため有効に活用されるよう、迅速かつ適確に、当該情報の集約及び分析を行い、その結果を取りまとめるものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 内閣総理大臣は、第一項の規定により取りまとめた結果を公表しなければならない。</p> <p>4 省略</p>
公表の形式	消費者庁ホームページ
公表の内容	関係行政機関等から通知された生命、身体被害に関する消費者事故等について

別紙

【公表例】 ※消費者庁HPから抜粋

関係行政機関及び地方公共団体等からの通知

■関係行政機関からの通知

管理番号	報告受理日	事故発生日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生都道府県
G1100222-06	平成22年2月22日	平成21年11月11日	電気こんろ (SBE-101-100V:サンウ エーブ工業(株)製ミニキッチンに組み込まれたもの(富士工業株式会社製)) ※	火災	当該電気こんろの一部及び周囲に置いてあったペットボトル等が焼損。 当該製品のスイッチ部に身体等が触れてスイッチが入り、当該製品の熱により、周囲にある可燃物が溶融し、出火と推定。	愛知県
G1100226-03	平成22年2月26日	平成21年5月16日	電気こんろ	火災	当該電気こんろの上に置かれていたカセットコンロのボンベが爆発し、台所内部が一部焼損。	大阪府

※ 消費生活用製品安全法、高圧ガス保安法またはガス事業法に基づき事業者から報告のあったものとして公表済

鉄道事業法

概要

鉄道事業者は、毎年度、列車の衝突、火災その他の列車事故等が発生したときは、国土交通大臣に届け出をすることになっているが、国土交通大臣は、当該届け出のほか、勧告に関わる事項等を整理し、公表。

該当条文

第19条の3 国土交通大臣は、毎年度、前二条の規定による届出に係る事項、第二十三条第一項の規定による命令に係る事項、踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)第六条第一項の規定による勧告に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を整理し、これを公表するものとする。

公表の形式

国土交通省ホームページ

公表の内容

- 1 輸送の安全の確保に関する命令に係る事項
- 2 立入検査(輸送の安全の確保に係るものに限る。)に係る事項
- 3 その他輸送の安全に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

【公表例】 ※ 国土交通省HPから抜粋

別紙2

輸送安全総点検の点検結果一覧

事業者名	点検項目							
	1 安全に係る規定類の整備、管理		2 係員の安全に係る規定類にシタがった取扱い		3 係員に対する教育訓練		4 情報伝達の迅速性	
	自主点検結果	是正措置	自主点検結果	是正措置	自主点検結果	是正措置	自主点検結果	是正措置
北海道旅客鉄道	概ね良好	措置済	概ね良好	措置済	概ね良好	措置済	概ね良好	措置中
北海道ちほく高原鉄道	良好	—	良好	—	概ね良好	措置中	良好	—
太平洋石炭販売輸送	良好	—	良好	—	良好	—	良好	—
札幌市交通局	良好	—	良好	—	良好	—	良好	—
函館市交通局	良好	—	良好	—	良好	—	良好	—
津軽鉄道	良好	—	良好	—	概ね良好	措置中	良好	—
弘南鉄道	良好	—	良好	—	良好	—	概ね良好	措置済
十和田観光電鉄	良好	—	良好	—	良好	—	良好	—
八戸臨海鉄道	概ね良好	措置中	良好	—	良好	—	良好	—
三陸鉄道	概ね良好	措置済	良好	—	概ね良好	措置中	良好	—
岩手開発鉄道	概ね良好	措置中	良好	—	良好	—	良好	—
くりはら田園鉄道	良好	—	良好	—	良好	—	良好	—
仙台臨海鉄道	良好	—	良好	—	良好	—	良好	—
阿武隈急行	概ね良好	措置中	概ね良好	措置済	概ね良好	措置中	良好	—
福島交通	概ね良好	措置中	概ね良好	措置中	概ね良好	措置済	概ね良好	措置済
会津鉄道	概ね良好	措置済	概ね良好	措置済	概ね良好	措置中	良好	—
福島臨海鉄道	概ね良好	措置中	良好	—	良好	—	良好	—
仙台市交通局	良好	—	良好	—	良好	—	良好	—
青函トンネル記念館	良好	—	良好	—	良好	—	良好	—
秋田内陸縦貫鉄道	良好	—	概ね良好	措置済	概ね良好	措置中	良好	—
小坂製鉄	概ね良好	措置中	概ね良好	措置中	概ね良好	措置中	良好	—
秋田臨海鉄道	概ね良好	措置済	良好	—	良好	—	良好	—
山形鉄道	概ね良好	措置中	良好	—	良好	—	良好	—
山形鉄道	概ね良好	措置中	良好	—	良好	—	良好	—
青い森鉄道	良好	—	良好	—	良好	—	良好	—
IGRいわて銀河鉄道	良好	—	概ね良好	措置済	良好	—	良好	—
青森	良好	—	概ね良好	措置中	概ね良好	措置中	良好	—
北越急行	概ね良好	措置中	概ね良好	措置中	良好	—	良好	—
長野電鉄	概ね良好	措置中	良好	—	良好	—	良好	—
しなの鉄道	良好	—	概ね良好	措置中	概ね良好	措置中	良好	—
上田交通	概ね良好	措置中	良好	—	概ね良好	措置中	良好	—
松本電気鉄道	概ね良好	措置中	良好	—	良好	—	良好	—
関西電力	良好	—	良好	—	良好	—	良好	—
富山地方鉄道	良好	—	概ね良好	措置済	良好	—	良好	—
黒部鉄道	概ね良好	措置済	良好	—	良好	—	良好	—
万葉	良好	—	良好	—	良好	—	良好	—
立山黒部貫光	概ね良好	措置済	良好	—	良好	—	良好	—
立山開発鉄道	概ね良好	措置済	良好	—	良好	—	良好	—
北陸鉄道	良好	—	良好	—	良好	—	良好	—
のと鉄道	概ね良好	措置中	概ね良好	措置中	概ね良好	措置中	良好	—
東日本旅客鉄道	概ね良好	措置済	良好	—	概ね良好	措置済	良好	—
日本貨物鉄道	概ね良好	措置済	概ね良好	措置済	良好	—	概ね良好	措置済
東武鉄道	概ね良好	措置中	概ね良好	措置済	良好	—	良好	—
西武鉄道	概ね良好	措置済	良好	—	良好	—	良好	—
京成電鉄	概ね良好	措置済	良好	—	良好	—	良好	—
京王電鉄	概ね良好	措置済	良好	—	良好	—	良好	—
小田急電鉄	概ね良好	措置中	概ね良好	措置済	良好	—	良好	—
東急急行電鉄	概ね良好	措置中	概ね良好	措置済	良好	—	良好	—
相模急行電鉄	概ね良好	措置中	概ね良好	措置中	良好	—	良好	—
相模鉄道	良好	—	良好	—	良好	—	概ね良好	措置中
東京都交通局	良好	—	概ね良好	措置済	良好	—	良好	—
東京都交通局	良好	—	概ね良好	措置中	概ね良好	措置中	良好	—
横浜市交通局	概ね良好	措置済	良好	—	良好	—	良好	—
新京成電鉄	概ね良好	措置中	概ね良好	措置済	概ね良好	措置中	良好	—
関東鉄道	概ね良好	措置中	概ね良好	措置中	概ね良好	措置中	良好	—
鹿島鉄道	概ね良好	措置中	概ね良好	措置中	概ね良好	措置中	良好	—
鹿島臨海鉄道	良好	—	良好	—	概ね良好	措置中	良好	—
茨城交通	概ね良好	措置済	良好	—	概ね良好	措置中	概ね良好	措置中
真岡鐵道	概ね良好	措置中	概ね良好	措置中	良好	—	良好	—
野岩鉄道	概ね良好	措置中	良好	—	概ね良好	措置中	概ね良好	措置中
上毛電気鉄道	概ね良好	措置中	概ね良好	措置中	概ね良好	措置中	良好	—
上信電鉄	概ね良好	措置中	概ね良好	措置中	良好	—	良好	—
わたらせ渓谷鐵道	概ね良好	措置中	良好	—	良好	—	良好	—

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律

概要	農林水産大臣又は環境大臣は、立入検査の結果、愛がん動物用飼料その他原材料を集取させたときは、当該愛がん動物用飼料又はその原材料の検査の結果概要を公表。
該当条文	<p>第12条 農林水産大臣又は環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、製造業者、輸入業者若しくは販売業者又は愛がん動物用飼料の運送業者若しくは倉庫業者の事業場、倉庫、船舶、車両その他愛がん動物用飼料の製造、輸入、販売、輸送又は保管の業務に関係がある場所に立ち入り、愛がん動物用飼料、その原材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査に必要な限度において愛がん動物用飼料若しくはその原材料を集取させることができる。ただし、愛がん動物用飼料又はその原材料を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 農林水産大臣又は環境大臣は、第一項の規定により愛がん動物用飼料又はその原材料を集取させたときは、当該愛がん動物用飼料又はその原材料の検査の結果の概要を公表しなければならない。</p>
公表の形式	独立行政法人農林水産消費安全技術センターホームページ
公表の内容	集取した愛がん動物用飼料等の検査結果

【公表例】 ※ 農林水産省HPから抜粋

製造業者等の種別、氏名及び住所等	愛がん動物用飼料等の種類	愛がん動物用飼料等の名称	賞味期限	試験項目	違反の有無及び違反の内容
(輸入業者) 神戸市 プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社	幼猫期用および妊娠期/授乳期用総合栄養食	アイムス子猫用うまみチキン味3kg	2011年1月5日	か び 毒 農 薬 - アフラトキシンB1 - クロルピリホスメチル ピリホスメチル マラチオン	無
(販売業者) 高崎市 株式会社カインズ	成犬用総合栄養食	ドッグミール	2010年12月	か び 毒 農 薬 - アフラトキシンB1 - クロルピリホスメチル ピリホスメチル マラチオン	無

障害者の雇用の促進等に関する法律

概要	厚生労働大臣は、一般事業主が身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画について、著しく不相当であると認めるときは、当該計画を作成した事業主に対してその変更を勧告し、公表
該当条文	第47条 厚生労働大臣は、前条第一項の計画を作成した事業主が、正当な理由がなく、同条第五項又は第六項の勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
公表の形式	厚生労働省ホームページ
公表の内容	厚生労働大臣の勧告に従わなかった企業の名称、概要、指導経過等

【公表例】 ※ 厚生労働省HPから抜粋

日本ロリアル株式会社について

1 企業概要

- 企業名 日本ロリアル株式会社
- 所在地 東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー
- 事業内容 化粧品卸売

2 指導経過

- 平成11年12月24日 法第46条第1項に基づき、渋谷公共職業安定所長から障害者雇入れ計画作成命令を发出
- 平成12年1月1日～ 雇入れ計画の実施
(計画期間 3年間(H12.1.1～H14.12.31))
- 平成14年12月17日 法第46条第1項に基づき、渋谷公共職業安定所長から障害者雇入れ計画作成命令を再度发出
- 平成15年1月1日～ 2回目の雇入れ計画の実施
(計画期間 3年間(H15.1.1～H17.12.31))
- 平成17年1月11日 雇入れ計画の適正実施勧告を发出
- 平成17年12月15日 雇入れ計画作成命令を再々度发出
- 平成17年12月31日 雇入れ計画の期間満了
- 平成18年1月1日～ 3回目の雇入れ計画の実施
(計画期間 3年間(H18.1.1～H20.12.31))
- 平成18年7月～ 特別指導の対象企業に選定し、特別指導を開始
(～平成19年3月)
- 平成19年2月28日 本省において直接指導を実施
- 平成19年6月29日 企業名の公表猶予
- 平成19年7月2日 雇入れ計画の適正実施勧告を发出
- 平成20年12月11日 雇入れ計画作成命令を再々度发出
雇入れ計画の適正実施勧告を发出
- 平成20年12月18日 本省において直接指導を実施
- 平成20年12月31日 3回目の雇入れ再計画の期間満了
- 平成21年1月1日～ 4回目の雇入れ計画の実施 (計画期間 2年間)

以上のような一連の指導の下で、企業側においては障害者の若干数の採用が行われたものの採用後の管理が十分でなく退職者が生じ、また、障害者の雇入れに向けた求人条件や職務の見直しが十分ではなく、平成19年6月の企業名公表猶予にも関わらず障害者雇用の取組が遅れており、平成20年12月31日現在の実雇用率が0.72%と低い水準にとどまっている。

食 品 衛 生 法

概要	厚生労働大臣、内閣総理大臣、都道府県知事は、食品衛生上の危害の発生を防止するため、食品衛生法に違反した者の名称等を公表																																		
該当条文	第63条 厚生労働大臣、内閣総理大臣及び都道府県知事は、食品衛生上の危害の発生を防止するため、この法律又はこの法律に基づく処分違反した者の名称等を公表し、食品衛生上の危害の状況を明らかにするよう努めるものとする。																																		
公表の形式	報道、記者発表、各都道府県ホームページ																																		
公表の内容	<p>1 施設等に対する不利益処分等（処置命令又は書面による行政指導）</p> <p>(1) 不利益処分等の対象となった営業者の氏名</p> <p>(2) 不利益処分等の対象となった施設の名称及び所在地</p> <p>(3) 不利益処分等を行った理由及び内容等</p> <p>2 違反食品に対する回収指示や販売禁止等</p> <p>(1) 不利益処分等の対象となった違反食品の名称及び商品名</p> <p>(2) 不利益処分等の対象となった違反食品の製造者又は加工者等の氏名</p> <p>(3) 不利益処分等の対象となった違反食品の製造所又は加工所等の所在地</p> <p>(4) 不利益処分等の内容及び措置状況等</p> <p style="text-align: right;">食品衛生法違反者の公表について <small>（平成 22 年 4 月 12 日更新）</small></p> <p style="text-align: center;">食品衛生法第63条の規定*により、新宿区が食品衛生法違反者に対し、不利益処分等を行った件について、以下のとおり公表します。</p> <p>1 飲食店営業施設等に対する不利益処分等</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="flex: 1;"> <p>【公表例】 ※ 神奈川県HPから抜粋</p> </div> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center; width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">公表年月日</th> <th style="width: 10%;">業種等</th> <th style="width: 20%;">施設の名称及び営業者氏名等</th> <th style="width: 15%;">施設所在地等</th> <th style="width: 10%;">主な適用条項</th> <th style="width: 15%;">不利益処分等の原因となった食品等</th> <th style="width: 10%;">不利益処分等を行った理由</th> <th style="width: 10%;">不利益処分等の内容</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="9" style="text-align: right; padding-top: 5px;">新宿区内の食中毒発生状況はこちらから</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>2 違反食品等に対する不利益処分等</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center; width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">公表年月日</th> <th style="width: 10%;">違反食品等</th> <th style="width: 10%;">適用条項</th> <th style="width: 15%;">違反内容</th> <th style="width: 10%;">違反食品製造者等</th> <th style="width: 10%;">違反食品製造施設等所在地</th> <th style="width: 15%;">不利益処分等の内容及び措置状況</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 22 年 1 月 7 日</td> <td>ウエハース</td> <td>第 10 条</td> <td>指定外添加物TBHQが検出されたウエハースの輸入及び販売</td> <td>輸入者：株式会社イマイ 代表取締役 今井 譲治</td> <td>輸入者住所：新小川町 6-36 S&Sビル 4F</td> <td>販売禁止命令違反食品の回収は終了し、輸入者が保管中</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公表年月日	業種等	施設の名称及び営業者氏名等	施設所在地等	主な適用条項	不利益処分等の原因となった食品等	不利益処分等を行った理由	不利益処分等の内容	備考	新宿区内の食中毒発生状況はこちらから									公表年月日	違反食品等	適用条項	違反内容	違反食品製造者等	違反食品製造施設等所在地	不利益処分等の内容及び措置状況	備考	平成 22 年 1 月 7 日	ウエハース	第 10 条	指定外添加物TBHQが検出されたウエハースの輸入及び販売	輸入者：株式会社イマイ 代表取締役 今井 譲治	輸入者住所：新小川町 6-36 S&Sビル 4F	販売禁止命令違反食品の回収は終了し、輸入者が保管中	
公表年月日	業種等	施設の名称及び営業者氏名等	施設所在地等	主な適用条項	不利益処分等の原因となった食品等	不利益処分等を行った理由	不利益処分等の内容	備考																											
新宿区内の食中毒発生状況はこちらから																																			
公表年月日	違反食品等	適用条項	違反内容	違反食品製造者等	違反食品製造施設等所在地	不利益処分等の内容及び措置状況	備考																												
平成 22 年 1 月 7 日	ウエハース	第 10 条	指定外添加物TBHQが検出されたウエハースの輸入及び販売	輸入者：株式会社イマイ 代表取締役 今井 譲治	輸入者住所：新小川町 6-36 S&Sビル 4F	販売禁止命令違反食品の回収は終了し、輸入者が保管中																													